



ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会
〒380-8710
長野市立町978-2 労済会館内
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp
http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山千弘
編集人 今井啓次

第281号 2013年11月8日

連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会へ 労金・全労済合同新任運営委員研修会開催

10月30日(水)、メルパルク長野(長野市)において、2013年度 労金・全労済合同新任運営委員研修会が開催され、労金運営委員38名、全労済運営委員15名が参加しました。

研修会は、労働

者福祉中央協議会
前事務局長の高橋均講師より「協同組合の新たな展開と運営委員の任務について」を連帯・



講演する高橋均氏

協同でつくる安心・共生の福祉社会へと題して、労金・全労済の新任運営委員に対して合同講演いただきました。

労働組合の歴史における労金・全労済の位置



合同研修会の様子

づけから、現在の労働者福祉運動の展開を詳しく解説・講演をしていただきました。参加者の多くの方に「協同組合の歴史とこれから活動につ

いて理解できた」との声をいただきました。午後からは労金・全労済のそれぞれに分かれた独自の研修会を開催しました。

長野県労働金庫の研修

労金新任

運営委員研修会では、長野電鉄労働組合執行委員長の小

林君男講師より「労働組合の現状と課題」をうきんと銀行の違い」



講演する小林君男氏

「新任運営委員の皆さんにお願いしたいこと」について、パワーポイントやDVDを用いて講演していただきました。

参加者からは「ろうきんの成り立ち、目的、存在意義について知ることができた」「説得力のある講演で、労働組合の現状やあるべき姿、また運営委員の役割についてよく理解できた。組合に戻り、研修の内容を周知したい」などのお言葉をいただきました。

グループに分かれての意見交換会では「新任運営委員として何をしたらよいかわからなかったが、同じ悩みを持つ仲間と話が出来てよかつ

た」「他の労働組合の活動内容が聞けてよかった」などの感想を多くいただきました。研修会に参加した皆さんが、組合員とろうきんを繋ぐパイプ役として行動いただける有意義な研修会となりました。

全労済の研修

全労済の研修は

①全労済の活動・現況報告について

②講義

のふたつの構成で行いました。特に今回は初の試みとして、外部講師である(株)ベストウエイコンサルティングの田中至氏をお招きし、ワールドカフェというグループワークを行う中で、新たに運営委員に就任した際に困ったことやアイデアをそれぞれ出し合うことで意識付けする講義、研修を行って



講義する田中至氏



研修の様子

いただきました。参加者からは大変好評で、特に「コミュニケーションが図れ、みんなが困ったり悩んでいることが共通であることがわかった」「全労済ミッションがはっきりし、問題点を解消しながら実践したい」との力強いコメントをいただきました。

連合長野

第 25 回 定期大会

合長野第25回定期大
ザ・格差社会！すべての働く者の連帯で「安心社会」を切り



大会であいさつする中山会長

社会を切り拓こうの大会スローガンに思いを込め、中山会長の力強いガンバロー三唱で大会を締めくくった。

連合長野は10月25日(金)ホテル国際21において、『ストップ・ザ・格差社会！すべての働く者の連帯で「安心社会」を切り拓こう！』をスローガンに第25回定期大会を開催、各構成組織の代議員、傍聴者、来賓ら300人が出席し、「活動経過報告・決算報告」「2014年度運動方針・予算(案)」「役員を選任」について、意見・要望を含む質疑応答が行われ、1年間の運動の総括と向こう2年間の運動方針を決定した。

来賓として、阿部長野県知事、連合本部の山根木総合組織局長をはじめ、政党、労働行政、福祉事業団体より12名のご臨席を賜わりご挨拶をいただいた。

続いて、社会貢献活動の一環として取り組んでいる「ふれ愛カンパ」の2013年度助成団体に対し、連合長野年次大会で授与式を行い、助成団体を代表して「サンタ・プロジェクト代表の久世様」よりご挨拶いただいた。

その後、経過報告・議案に入り、各議案を審議し、活発な討議の上、いずれも承認され、「デーセントワークアップル」「特別決議」「大会宣言」のいずれも満場一致で採択された。

最後に『今こそ私たちが力を結集し、労働分野の規制緩和をはじめとする社会的な不条理に毅然と向き合い、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、また「ストップ・ザ・格差社会」すべての働く者の連帯で安心

県労組会議

第18回定期総会

長野県平和・人権・環境労働組合会議(県労組会議)は10月17日、代議員・傍聴者など約70人が参加し、長野市内で第18回定期総会を開きました。

主催者あいさつで高橋博久議長は、「安倍政権は、憲法・労働法制の改悪、消費増税、日米軍事同盟の強化など、歴史を逆行させようとしている。地域共闘を強化し、労働団体の枠組みを超えて安倍政権と対峙しよう」と強調しました。

喜多英之事務局長が経過報告と運動方針案を提案。安倍政権がすすめる反国民的な政策や右翼的ナショナリズムに労働組合が今こそ、勤労国民とともに対決していく運動を強めていくこと、脱原発エネルギー政策を実現する運動、TPPなど世界的自由化政策に反対する活動、地域鉄道やバス路線を守る活動、阿部守一

県知事を支持しながらも、労働者の意見を県政に反映させていくなどの方針を提案しました。

特別報告として、信州大学の小山

教授の不当解雇を撤回させる闘いの終結と神津ゆかりさんを支えてきたかった参議院選挙の総括(松本地区)、上伊那地方での旧ツアープス会社での労組結成の報告(私鉄県連)がありました。



参加者全員での力強い団結ガンバロー！

討論では、「政府の地方交付税削減により、自治体職員の賃金カットが強行された。地方の自主権を否定するものだ(自治労)」、「勤労会館を新築した。地域運動の砦としたい(上小地区)」、「長野市長選では高島陽子氏を支持する(長野地区)などの意見・報告がありました。

また総会では、6年間務めた高橋博久議長が退任、副議長3人が「共同代表」として組織運営することを確認しました。

長野県労連

第 35 回 定期 大会

9 月 14 日、高校教育会館で長野県労連第 35 回定期大会が開催されました。冒頭のあいさつで高村議長は、「今年は 1500 名以上の増加となり結成以来最高の組合員数で迎えた大会。安倍内閣の方向は、国民の願いとかけ離れたものであり、早晩に矛盾が訪れる。賃金改善が進まない中、アベノミクスでは経済の低迷を脱することは不可能。『行き過ぎた雇用維持型から労働移動支援型』への雇用制度改革に正面から闘わなければならない。憲法問題も危険。歴史の原動力は民衆の願いや期待にもとづく深部の力であり、粘り強い運動が必要。長野県政は、県民の切実な要求や願いに応えているかという点では不透明であり、10 月 27 日投票の長野市長選挙も県労連として積極的に支援していく」と訴えました。今年は、「安全・安心社会をめざす大運動」(全労連大運動)の 2 年目となります。安倍政権との「激しいせめぎ合いが続く時代」という情勢の中、真正面から闘う方針が決まっています。



新しく選出された細尾俊彦議長のあいさつ

した。また、1 年間で 2 万 6000 人県労連を目指すことも決意しました。高村議長と堀内幹事の退任、百瀬幹事の逝去に伴う補欠選挙で細尾俊彦議長と磯野(建交労)・甘田(コープ長野労組) 幹事が信任されました。発言は 18 人で、職場の実態や争議で頑張っていることなどが報告されました。

県労福協今後の日程

2013 年

- 11 月 15 日 (金) 10:00 ~
第 21 回労働者福祉学校
「ホテル犀北館」(長野市)
テーマ
「これからの労働者福祉の在り方を考える」

2014 年

- 1 月 8 日 (水) 14:00 ~
新春交歓会・講演会
「ホテル国際 21」(長野市)
*新春交歓会の前段で、講演会を予定しています。
講演:
「日本経済の再生~地域分散ネットワーク型へ」
講師:金子 勝 氏
- 1 月 21 日 (火) 13:30 ~
構成団体合同研修会 「清風園」(千曲市)

お知らせ

第 43 回長野県消費者大会が開催されます。

- 日 時 / 2013 年 11 月 22 日 (金)
10:30 ~ 15:30
- 場 所 / メトロポリタン長野 3F (浅間)
- 内 容 / ①基調報告
②特別講演
「今、改めて被災地から学ぶ
~福島県の現状~」
講師:佐藤 一夫氏
(福島県生活協同組合連合会専務理事)
- ③記念講演「世界の食糧需給と日本」
講師:三石 誠司氏
(宮城大学食産業学部 教授)
- ④意見交換

主 催 / 長野県消費者団体連絡協議会
後 援 / 長野県

長野県協同組合フェスティバル2013
が開催されました

10月6日(日) 10時00分〜14時30分

安曇野市の信州安曇野イベントホール「サンモリッツ」において「長野県協同組合フェスティバル2013」を開催し、関係者や一般の消費者をはじめ2500名を超える大勢の方々に来場をいただきました。

このフェスティバルは、「長野県協同組合連絡会」の下に設置された「長野県協同組合フェスティバル2013実行委員会」が主催し、長野県内における協同組合連携の一環として、組合員同士の交流や協同組合の活動を県民



大勢の来場者で賑わう会場の様子



楽しんで学べる体験コーナー

に広くアピールすることを目的として開催されました。

フェスティバルの開会にあたり、当実行委員会の上田均実行委員長(長野県生協連会長理事)の主催者挨拶、来賓の安曇野市の村上広志副市長様(市長代理)にご挨拶をいただきました。

会場内外では、41の団体・企業から53のブースが出演し、被災地応援(JA福島県、岩手県かけあしの会、長野県栄村振興公社)や長野県の特産物、加工食品、野菜、果物や生産者・お取引先の取り扱い商品の販売や試食、く

らしに係わる相談、楽しんで学べる体験コーナー、健康チェックなどの様々な分野での出展やステージでは地元豊科高校吹奏学部や県内の協同組合の役員、組合員による演奏やダンスなど披露され多彩にステージを飾っていただきました。また、松本広域消防局のご協力により働く車(後方支援車・救急車)の展示など、会場内外の企画に多くの来場者が集まりました。



地元の豊科高校吹奏楽部の演奏

フェスティバルの結びには、JA長野中央会・各連合会の芳坂榮一副会長が挨拶を行い閉会しました。

労福協の無料税務相談。
税務セミナー

税理士会との定例協議会開催される

去る10月24日(木) 関東信越税理士会長野支部連合会との定例協議会が松本市の松本東急インにて開催されました。

会議では、平成24年度の税務相談等の報告(個別相談・住宅借入金等還付申告説明会・講師派遣事業など)について活発に意見交換がされました。

長野県労福協では、県内36名の税理士を顧問に委嘱するとともに、10名の税理士に税務セミナーの講師を担当いただいております。労働組合や労働団体等が税務セミナーを開催する際には無料で講師を派遣いたします。来年度以降は消費税の増税が予定されています。それらに対する準備も必要になってきますので、税務相談・セミナーなどを活用いただき備えていただければと思います。また、個人的な税務相談にも応じられるサービスを提供していますのでご利用ください。



挨拶する関東信越税理士会長野支部連合会の西川会長

2013年度 長野県勤労者体育大会「4種目」県大会結果

野 球 10/5(土)・6(日) オリンピックスタジアム 県営長野球場	優勝	厚生連安曇総合病院支部	中信地区	
	準優勝	長野県信連労働組合	長野地区	
	三 位	千曲市職員労働組合	長野地区	
	三 位	ニッパツ労働組合	上伊那地区	
バドミントン 10/5(土) 南長野運動公園 総合体育館	男子の部	優勝	長野市職員労働組合B	長野地区
		準優勝	多摩川精機労働組合	飯伊地区
		三 位	長野市職員労働組合A	長野地区
		三 位	山洋電気労働組合上田支部	上小地区
バレーボール 10/5(土) 東和田運動公園 総合体育館	男子の部	優勝	オルガン針労働組合	上小地区
		準優勝	飯田市職員労働組合	飯伊地区
		三 位	日信工業労働組合	上小地区
		三 位	長野市職員労働組合	長野地区
テニス 10/5(土) 東和田運動公園 テニスコート	男子の部	優勝	長野市職員労働組合B	長野地区
		準優勝	長野日本無線労働組合	長野地区
		三 位	松本市職員労働組合	中信地区
		三 位	富士電機労働組合松本支部	中信地区



あり、参加者で確認しました。

10月15日は上諏訪駅前、上伊那いなっせ前、飯田駅まで街頭宣伝活動を行い3日間のキャラバンを終了し、次の開催県、愛知にバトンタッチをしました。最終ゴールは11月24日大阪です。



長野市の街宣活動・参加者

たしました。基調講演はブラック企業にどう立ち向かうか、労働教育貧困運動をつなげる視点と題してNPO法人POSS E代表の今野晴貴氏の話聞きまし。新興企業における若者の劣悪な労働環境について労働相談から事例を交えて話をされました。リレートークでは生活保護 斉審査請求及び社会保障制度などに関する国の動きについて、ながの若者サポートステーションを利用する若者の状況、学生の就職における困難な状況についてそれぞれ代表者から報告があり、参加者で確認しました。



反貧困キャラバン長野県集会

8月23日に北海道釧路市を出発した東ルートの全国キャラバンは10月13日長野に引き継がれ長野駅前、上田駅前、ジャスコ佐久平店前で街頭演説・チラシ配布署名活動などを行いました。10月14日は松本駅前前日と同様街頭宣伝活動を午前中に行い、午後から松本駅前会館で長野県集会を約100名の参加者で開催い

反貧困全国キャラバンNO.18長野

「人間らしい生活と労働の保障求めて、つながろう」
 私たちの町をもっとやさしい社会にするために

お知らせコーナー

わたしの未来
将来のこと、自分のこと、
しっかり考える“わたし”になりたい!
わたしの積立

chou*chou series
誕生

- ここから始まる新しい“わたし”
chou*chou futur
[シュシュ フトール]
- こども積立
chou*chou
[シュシュ]
- 今もこれからも輝く女性に
chou*chou plus
[シュシュ プリュス]

もれなく選べる!
chou*chou シリーズをご契約いただいた方全員に
(全6種)から
オリジナル通帳ケース お好きな1つをプレゼント!

さらに、
今年だけ 年間お積立額6万円以上のご契約で
期間:2013.10.1~2014.3.31
「女子力応援グッズ」をプレゼント!

※写真は一例です。
オリジナル通帳ケース・女子力応援グッズは数に限りがあり、ご希望のデザイン・グッズをお選び
いただけない場合がございます。店頭に説明書をご用意しております。詳しくはお近くの<長野
ろうぎん>にお問い合わせください。

長野ろうぎん 検索 2013年10月1日現在

こくみん共済

手頃な掛金で、
病気やけがへの保障を幅広く。

けがや病気から賠償責任まで幅広く保障

キッズタイプ

加入できる方
0歳から満14歳の健康な方
(最高満18歳の契約満了日まで保障)

骨折・脱臼など
一律
50,000円

第三者に対する
損害賠償
最高 **100万円**

入院 1日あたり
5,000円

日帰り入院
も保障

通院 1日あたり
2,000円

1日目から
保障

更新による
掛金アップは
ありません。

幅広い保障で
月々の掛金 **900円**

ZENROSAI NEWS

共済ショップ 県内7ヵ所に窓口がございます。
お気軽にお立ち寄りください。

- 長野店** ☎026-232-6031
〒380-8710 長野市立町978-2
- 松本店** ☎0263-47-6031
〒390-0851 松本市島内3443-17
- 佐久店** ☎0267-66-3963
〒385-0029 佐久市佐久平駅南14-6 新日本ビル1F
- 飯田店** ☎0265-52-6031
〒395-0077 飯田市丸山町1-8-6 労働会館内
- 上田店** ☎0268-22-6031
〒386-0012 上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F
- 伊那店** ☎0265-76-6031
〒399-4511 上伊那郡南箕輪村神子築8859-1
- 諏訪店** ☎0266-28-6031
〒393-0046 諏訪郡下諏訪町東赤砂4653-1 林ビル1F

【長野県本部】(長野県労働者共済生活協同組合)
〒380-8710 長野市立町978-2

30歳以上 世代を超えて、安心をつなぐ。

こくみん共済 ●営業時間：平日・第1土曜日 午前10時～午後5時
(第1土曜日以外の土曜・日曜・祝日はお休みとなります。)

保障のことなら **全労済** 全労済は、営利を目的としない保障の生協として
共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとり
ある暮らしをめざしています。出資金をお支払い
いただいで組合員になれば、各種共済をご利用
いただけます。 16135011

一人で悩んでいませんか!!

長野県多重債務者 無料相談会のお知らせ

借金に関するトラブルで、一人で悩んでいませんか? 弁護士・司法書士による多重債務者無料相談会が開催されます。借金問題でお困りの方は、この機会に相談窓口へお出かけください。

面談は予約制で行いますので、事前に下記の予約先へお電話ください。(※予約は11月26日(火)から12月9日(月)までの土・日曜日を除く8:30~17:00の間に受け付けています。)

無料相談

■日時:
平成25年12月10日(火) 10:00~17:00

■会場(予約・お問合せ):

- ・長野消費生活センター(県長野保健福祉事務所庁舎1階)
☎026-223-6777
- ・松本消費生活センター(県松本合同庁舎4階)
☎0263-40-3660
- ・飯田消費生活センター(飯田市美術博物館隣)
☎0265-24-8058
- ・上田消費生活センター(県上田合同庁舎6階)
☎0268-27-8517

太陽光発電、設置するなら 「今」でしょ!?

太陽光設置は、「今」、検討すべき時期のひとつと考えられます。「補助金と買取売電価格が、年々下がっていること」と、「来年度、消費税率が5%から8%に上がること」が理由です。

10kw以上載せたい方も、補助金には該当しませんが、20年買取りなので検討の余地あります。今年度の国の補助金制度の申請期限は平成26年3月31日(消印有効)です。

住宅生協では、補助金が2万円となるプランをご用意していますし、相談にも乗っています。太陽光や、リフォームについてもお気軽にお問い合わせください。

TEL 026-234-0283

年々下がる補助金と買取買電価格		
	国の補助金	買取制度買電価格 ※1kwあたり
23年度	4.8万円	42円
24年度	3.0万円 3.5万円	42円
25年度	2.0万円 1.5万円★	38円

※補助金制度は各自治体により異なる場合がありますので、詳しくは各自治体へお問い合わせください。
★システム価格が41万円/kw以下の場合2万円、50万円/kw以下の場合1.5万円となります。

くらし・なんでも相談

シリーズ
No. 47



豊 佐藤 弁護士

最近の判例より

婚外子について



【事例①】
私の娘は、交際していた男性との間の子を妊娠し出産しましたが、相手の男性のその後の態度を見て、結婚する気はなくなっていました。
しかし、生まれた子に対し、父親としての責任は取ってもらいたいと考えていますが、どのようにしたらよいでしょうか。

【回答】
未婚の母が産んだ子と父親との間の法律上の親子の関係は、父の認知によつて発生する。生まれた子の戸籍の記載は、認知がなされるまで父親の欄が空欄になっている。生まれた子に対し、父親として責任を取ってもらうためには、まず相手の男性に認知をしてもらい、法律上の父親であることを確定しなければならない。
認知の方法は、認知届という届出をすることになるが、出生前の胎児の段階で母の同意を得て認知することも民法で認められている。任意に認知をして届出してくれない場合は、訴訟等により認知を求めることもできる。訴訟になった場合は、専門家の鑑定等に基づき、子の父親であるかどうか裁判所

により判断されることになる。以前は血液型等による鑑定が主流であったが、最近ではDNA鑑定により精度もだいぶ向上している。
相手の男性の認知により親子の関係が生じると、父親として応分の養育費の負担等を求めることができるようになる。
父である相手の男性が死亡したときは、子は相続人になるが、ほかに父である男性と法律上の妻との間に生まれた子（嫡出子）という（が）いる場合、現在の民法では、同じ父の子であっても、婚外子の法定相続分は嫡出子の2分の1とされている。最高裁判所は、今年の9月4日、このような民法の規定は憲法に違反し無効であると判断し、嫡出子も婚外子も子としての相続分は平等であることを認めた。これまでの最高裁判所の判断では、法律婚の尊重等の立場から相続分に差を設けた民法の規定を合憲とし、国会においても民法の改正に至らなかつたが、最高裁判所の判断の変更は、現代の家族観の変化等に基づくものとして社会の注目を集めた。
なお、「できちゃった婚」などという言葉もあるとおり、婚姻届を提出して法律上の夫婦になる以前に妊娠し、更には出産することも稀ではなくなつたが、設例と異なり、妊娠また

は出産後に両親が法律上の夫婦となつた場合は、結果的に法律上の夫婦の間に生まれた嫡出子として扱われる規定等もあるので、前に紹介した最高裁判所の判例のような相続分の問題が生ずることはない。

【事例②】
私は、長い間にわたり夫と離婚でもめており、2年前から別居して現在も離婚訴訟の手続中です。
夫と別居した後、困つた時に何かと相談に乗ってくれたAさんとその後親しくなり、半年前から同居して生活していますが、最近Aさんとの間の子を妊娠したことが判明しました。子が生まれたとき、Aさんとの間の子として出生届ができるでしょうか。

【回答】
民法では、妻が婚姻中に懐胎（妊娠）した子は夫の子と推定すると規定されている。また、結婚した日から200日を経過した後、または離婚した日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定すると規定されているので、このような子の父親は夫と推定されることになる。結婚している夫婦間の子について、法律上の父親は、原則的にこの規定によつて決まる。
相談の事例にこの規定を適用すると、相談者はまだ夫との離婚は成立していないのであるから、夫との婚姻中に懐胎した子として、夫の子と推定されることになる。今後、子が生まれる前に離婚が成立しても、離婚から300日以内に生まれた子は、離婚した夫と婚姻中に懐胎した子と推定されるので、や

はり父親は現在の夫ということになる。
しかし相談者は、夫と離婚で争い2年前から別居している。このように、夫の子を妊娠することが不可能であるような客観的状況の場合には、この民法の規定の適用はない（父親と推定されない）と解されているが、戸籍の窓口では相談者のような個別の事情は判断できず、子の出生届の父の欄は現在の夫を記載することになり、Aを父として提出することはできない。戸籍上、子が前夫の子とされることを避けるため、出生の届出をしない戸籍未記載の子も存在する。相談者としては、親子関係不存在確認の調停の申立又は訴訟の提起により、裁判所で夫と子との間に親子関係が無いことを認めてもらい、夫が子の父親でないことが決まつた後にAが認知をして父親になることができる。
なお、事例1の場合とは異なり相談者は結婚しているため夫が父親とされ、父親がいる子を、いきなりAが認知することはできない。
相談事例と異なり、不仲ではあつても通常の夫婦として生活している妻が、浮気をして夫以外の男性の子を妊娠した場合は、冒頭で述べた民法の規定で夫が父親と推定され、夫だけが、子の出生を知つた時から1年以内に、嫡出否認の訴えにより自分の子ではないと争うことができる。夫以外の者、例えば妻から夫の子でないことを認めよう道はない。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。
0120-399-6029

上伊那地区労福協 上伊那労福協まつり

上伊那地区労福協は9月29日(日)伊那文化会館隣接の「さわやか広場」において秋の恒例イベントとなつて「2013 上伊那労福協まつり」を開催しました。



大盛況の会場の様子

労働者福祉運動の存在を地域に大きくアピールし、福祉目的イベント開催により社会貢献の役割を果たしていくことをコンセプトに20年目を迎えた2013 上伊那労福協まつりは、24団体150名の皆さんにご支援・ご協力をいただき運営されました。会場内では構成団体によるローメン、五平餅、やきとり、綿あめ・等の模擬店や一般無料開放のフリーマーケットがずらりと出店。また会場の一部には小さな子どもたちが安心して遊べる「ちびっ子広場」を設け、もの作り教室やゲーム挑戦コーナー等も人気を集め、地元吹奏楽団や音楽バンドの生演奏もあり、まつり会場は大変な盛り上がりを見せ約2000名の親子で賑わった。

当日は秋晴れの好天にも恵まれ、同文化会館ではろうきん伊那支店による「ろうきん親子ふれあいアニメまつり」がタイアップ共催されたことで一層の賑わいとなり、趣向を凝らした各ブース共々多くの親子に喜んでいただき、大変有意義なイベントとなりました。

上伊那地区労福協は、構成団体とその地域の関係をより密接にすることで、地域に根差した労働者福祉運動を促進できるよう取り組んでいます。今後もこのような交流機会を福祉運動浸透に活かし、地域に元気を与えられるよう、日常の活動を越えた幅広い活動で、地域活性化のお手伝いをするべく地道に歩みを進めていきます。

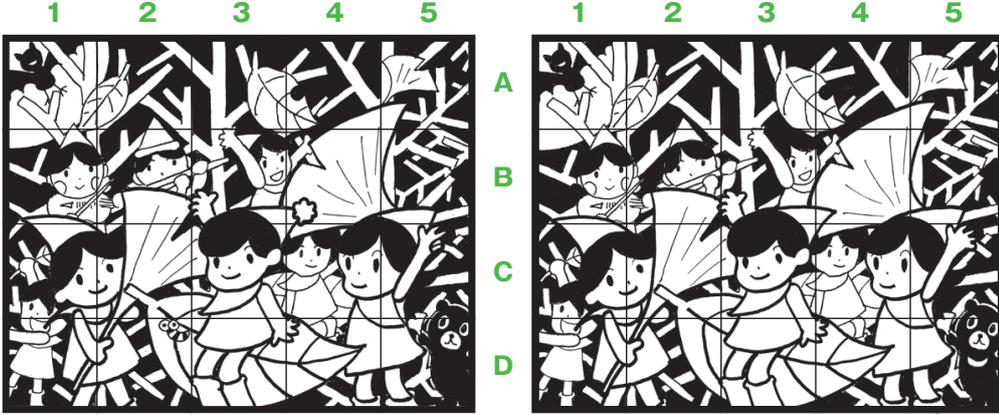


大勢の親子で賑わう模擬店

今回の取り組みへの関係各位のご協力に心から感謝申し上げますとともに、今後も労働者福祉協議会に対する皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

8のまがいがさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法が便利になりました!! FAXとホームページからも応募ができます。

プレゼントの応募方法

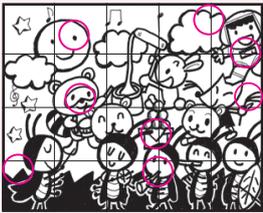
- ★その1 長野県 労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
- ★その2 FAX番号 026 (23) 6672
- ★その3 官製はがき (宛先は表紙にありません) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。

機関紙「労福協」 まがいがさがし

ご応募はこちらから

<http://www.lsc-nagano.or.jp/>

- クイズの答え(8つ)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名) 又は勤務先。
- 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(一、〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り11月30日



前回の正解は 当選者(5名 敬称略)

- 塩野入美香 (須坂市)
- 宮島 孝江 (大町市)
- 土田 文子 (下諏訪町)
- 倉科光一郎 (茅野市)
- 森山 吉子 (飯田市)

絆

きずな

安倍首相は、一〇月一日の産業競争力会議で、規制制度改革こそが成長力を起爆させる突破口であり、戦略地域、企業、全国単位の三層構造で規制制度改革を進め、構造改革を加速化していくと強調した。さらに雇用分野の規制緩和も検討されている。国家戦略特区で、解雇ルールや労働時間を規制する労働契約法や労働基準法の規定を緩和する特例措置を講ずる方針のようだ。要するに雇用に関わるルールはすべて否定し、企業の成長、経済の活性化のみに視点をあてたものであり人間の尊厳を無視した愚策であります。

消費税は来年四月一日から八%に値上げされる。本来、消費税は社会保障の財源確保が目的であったはず。消費税の影響を極力緩和するため、復興特別法人税の廃止など、法人減税を実行する。企業が減税分を賃金の引き上げや雇用にまわさなければ何の効果もなくなる。むしろ物価上昇による消費者の財布の紐が固くなるだけあります。結果として、被災地や中小企業・低所得者層にしわ寄せがいくだけです。

いづれにしても、組織労働者と未組織労働者がしつかり手を携え絆を確認し、行動を起こす時ではないかと思ふこの頃であります。(今)

